規則

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

会計検査院長　河戸　光彦

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章　日本銀行の計算証明（第六十七条・第六十八条）
第十四章　出資法人、補助団体等の計算証明（第六十九条）」を

「第十三章　国庫金及び有価証券を取り扱う日本銀行の計算証明（第六十七条・第六十八条）
第十四章　出資法人等の計算証明
第一節　通則（第六十九条）
第二節　独立行政法人の計算証明（第七十条―第七十五条）
第三節　国立大学法人等の計算証明（第七十六条―第八十一条）
第四節　株式会社の計算証明（第八十二条―第八十四条）
第五節　その他の出資法人等の計算証明（第八十五条）」

に改める。

第十三章の章名を次のように改める。

第十三章　国庫金及び有価証券を取り扱う日本銀行の計算証明

第六十七条第一項中「日本銀行とし」を「日本銀行総裁とし」に改める。

第六十八条第一項中「かかる」を「係る」に、「日本銀行とし」を「日本銀行総裁とし」に改める。

第十四章の章名を次のように改める。

第十四章　出資法人等の計算証明

第十四章中第六十九条の前に次の節名を付する。

第一節　通則

第六十九条の見出しを削り、同条中「受けるものの」を「受けるもの（以下「出資法人等の会計という。）の証明責任者、証明期間、」に、「会計検査院が別に指定する」を「この章の定めるところによる」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この章の規定により計算証明をする場合における第二条第一項の規定の適用については、同項中「当該期間経過後三十日をこえない期間」とあるのは「当該期間が満了する日の属する月の翌月末日まで」とする。

第六十九条の次に次の四節を加える。

第二節　独立行政法人の計算証明

（独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等）

第七十条　別表第一の第一欄に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の会計については、証明責任者は、法人の長とし、証明期間は、一月とする。

2　計算書は、合計残高試算表（合計試算表、残高試算表その他これらに類するものを含む。以下同じ。）とする。

3　次条から第七十五条までに定めるもののほか、前項の計算書の証拠書類等については、会計検査院が別に指定する。

（合計残高試算表の添付書類）

第七十一条　合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　会計単位別、経理単位別、勘定別等（以下「単位別」という。）に会計を区分して経理している場合において、単位別の合計残高試算表を作成しているときは、当該合計残高試算表

二　仮払金及び仮受金の勘定内訳表（単位別に会計を区分して経理している場合において、単位別の合計残高試算表を作成しているときは、単位別の仮払金及び仮受金の勘定内訳表とする。以下同じ。）

三　契約一覧表（第十号書式）

2　前項の書類のほか、別表第一の第二欄に掲げる規定に規定する長期借入金又は債券の償還計画又は返済計画を立て、主務大臣の認可を受けたときは、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表に、これを添付しなければならない。償還計画又は返済計画に変更があったときは、変更後の償還計画又は返済計画をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。

3　前二項の書類のほか、別表第一の第三欄に掲げる規定による納付金を国庫に納付したときは、同表の第四欄に掲げる規定に規定する書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。

（中期計画等）

第七十二条　通則法第三十条第一項に規定する中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。中期計画に変更があったときも、同様とする。

2　通則法第三十一条第一項に規定する年度計画を定め、主務大臣に届け出たときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。年度計画に変更があったときも、同様とする。

3　通則法第三十二条第二項に規定する報告書を作成したときは、各事業年度終了後三月以内に会計検査院に到達するように提出しなければならない。

（中長期計画等）

第七十三条　通則法第三十五条の五第一項に規定する中長期計画を作成し、主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。中長期計画に変更があったときも、同様とする。

2　通則法第三十五条の八において読み替えて準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画を定め、主務大臣に届け出たときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。年度計画に変更があったときも、同様とする。

3　通則法第三十五条の六第三項に規定する報告書を作成したときは、各事業年度終了後三月以内に会計検査院に到達するように提出しなければならない。

4　通則法第三十五条の六第四項に規定する報告書を作成したときは、同条第二項に規定する末日を含む事業年度終了後三月以内に会計検査院に到達するように提出しなければならない。

（事業計画等）

第七十四条　通則法第三十五条の十第一項に規定する事業計画を作成し、主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。事業計画に変更があったときも、同様とする。

2　通則法第三十五条の十一第三項に規定する報告書を作成したときは、各事業年度終了後三月以内に会計検査院に到達するように提出しなければならない。

3　通則法第三十五条の十一第四項に規定する報告書を作成したときは、同条第二項に規定する主務省令で定める期間の最後の事業年度終了後三月以内に会計検査院に到達するように提出しなければならない。

（財務諸表及びその添付書類）

第七十五条　通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表を作成し、主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。

2　前項の財務諸表には、通則法第三十八条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（通則法第三十九条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告）を添付しなければならない。